

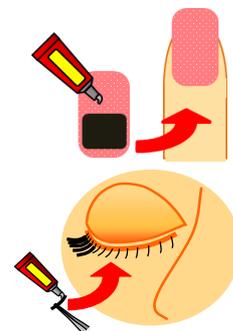
～つけ爪やまつげエクステンションに使用する接着剤に関する商品テストを実施しました！～

つけ爪やまつげエクステンションは、おしゃれを気軽に楽しめるとして、近年、人気が出ています。一方、「接着剤の揮発成分が目にしみて目が充血した。」など、使用される接着剤に起因した相談も寄せられています。

現在、つけまつげ等用の接着剤については、有害物質の一種であるホルムアルデヒドの溶出量に関する法規制があります※。また、工作用の接着剤については、成分等表示に関する法規制があります※。しかし、つけ爪及びまつげエクステンション用接着剤については成分、表示等に関する法規制はありません。

そこで、都は、つけ爪、まつげエクステンション等に使用する接着剤の安全性に関する商品テストを実施しました。

※「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）」や「家庭用品品質表示法」等により規定されています。



1 商品テスト結果（報告書 P10～18）

（1）成分等の表示が一切ないものも！！

成分や取扱い上の注意、問合せ先も含めて一切の表示がないものもありました。

（2）つけ爪及びまつげエクステンション用接着剤からホルムアルデヒドを溶出・放散！！

商品テストを行った全てのつけ爪及びまつげエクステンション用接着剤からホルムアルデヒドの溶出※及び放散を確認しました。また、つけ爪及びまつげエクステンション用接着剤には、成分特性に応じた試験法の検討が必要であることがわかりました。

※溶出試験の結果は、加熱処理を伴う試験法によるものです。つけ爪及びまつげエクステンション用接着剤には、成分に関する規制及び定められた試験法がないことから、家庭用品規制法（つけまつげ等用接着剤）の試験法を準用しました。

2 消費者へのアドバイス※

（1）異常を感じたら、すみやかに医療機関を受診してください。

つけ爪やまつげエクステンション用の接着剤は、水分等の付着による溶出や硬化する時等に空气中に放散したホルムアルデヒドをはじめとする化学物質が爪や目及びその周辺の皮膚に接触だけでなく吸い込みによっても影響を与え、危害の一因となるおそれがあります。

何か異常を感じたら、直ちに使用を中止して、接触した部分を水で洗い流し、すみやかに医療機関を受診してください。受診時にはつけ爪やまつげエクステンション等を行ったことを医師に告げましょう。

（2）つけ爪、まつげエクステンション等の施術に当たっては、十分注意しましょう。

身体に使用する接着剤の中には、含有成分を確認できないものがあります。接着剤の含有成分によっては、アレルギーを引き起こすおそれがあることから、絆創膏にかぶれやすい、におい過敏があるなど、過敏体質の方は、特に注意が必要です。

まつげエクステンションの施術は、美容師免許を保有する者が美容所で行う必要があります。施術を受ける場合には、美容所での美容師による施術であることを確認し、なおかつ、施術前のカウンセリングを十分に受けてから施術を受けるようにしてください。

※本アドバイスを行うに当たり、専門家（皮膚科医及び眼科医）へのヒアリングを実施しました。（報告書 P19、20）

詳しい内容は、こちらをご覧ください。



<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/test/>

【問合せ先】

消費生活部生活安全課商品安全担当

電話：03-5388-3082

3 国・事業者への要望

国（消費者庁）に対し、つけ爪及びまつげエクステンション用接着剤をはじめとした身体に使用する接着剤について、成分等の表示に関し、法規制等による表示の適正化に向けた対策の推進を要望します。また、つけ爪及びまつげエクステンション用接着剤について、試験法を含めたホルムアルデヒド等有害物質に関し、法規制等による安全性確保に向けた対策の推進を要望します。

事業者の団体等に対し、つけ爪、まつげエクステンションに使用する接着剤の安全性確保について一層の対応を図ることを要望します。

※ 調査結果の概要及び調査結果報告書（全文）は、別添資料をご覧ください。